

議案第 6 号

副校長等の職設置等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

副校長等の職設置等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を別紙のとおり提出します。

平成 2 1 年 3 月 2 0 日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

副校長等の職設置等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

高等学校課
特別支援教育課

1 改正する規則

- ・鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）
- ・日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）

2 改正理由

- ・教育委員会が必要と認める学校に新たに副校長及び主幹教諭を置く。
- ・学校保健法に基づき児童、生徒又は幼児の出席を停止させたときの報告について定めた規定中、引用している法律の題名を「学校保健安全法」に改めるとともに、引用している根拠条項を改める。【鳥取県立学校管理規則改正のみ】

3 副校長、主幹教諭職設置に係る改正概要

（1）鳥取県立学校管理規則

ア 副校長の職設置及び職務等を規定する条を挿入【第21条の2関係】

イ 主幹教諭の職設置及び職務等を規定する条を挿入【第23条関係】

ウ 特別支援学校の部主事、司書教諭及び通信教育指導員に命ずることができる職に、主幹教諭を追加【第25条、第29条の2、第30条関係】

エ 分掌主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときには、分掌主任等を置かないことができることを規定【第26条、第27条関係】

分掌主任等：教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主任、学科主任、農場長

オ 防火管理者に命ずることができる職に、副校長及び主幹教諭を追加【第50条関係】

（2）日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

公の意思の形成への参画に携わる職に、副校長及び主幹教諭を追加【第3条関係】

4 施行期日

平成21年4月1日

副校長等の職設置等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

県立学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、副校長及び主幹教諭を置くこととするよう、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる教育委員会規則について、同表の右欄に掲げる改正を行う。

鳥取県立学校管理規則	ア 教育委員会が必要と認める学校に新たに副校長及び主幹教諭を置く。 イ 学校保健法に基づき児童、生徒又は幼児の出席を停止させたときの報告について定めた規定中、引用している法律の題名を「学校保健安全法」に改めるとともに、引用している根拠条項を改める。 ウ その他所要の規定の整備を行う。
日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則	公の意思の形成への参画に携わる職に副校長及び主幹教諭を加える。

(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

副校長等の職設置等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出席の停止の報告)</p> <p>第18条 校長は、<u>学校保健安全法</u>(昭和33年法律第56号)第19条の規定により<u>幼児、児童又は生徒</u>の出席を停止させたときは、速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。</p>	<p>(出席の停止の報告)</p> <p>第18条 校長は、<u>学校保健法</u>(昭和33年法律第56号)第12条の規定により<u>児童、生徒又は幼児</u>の出席を停止させたときは、速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。</p>
<p>(事故の発生の報告)</p> <p>第19条 校長は、<u>幼児、児童又は生徒</u>が学校の指導監督の下にある間において重度の傷害を受け、若しくは死亡し、又は集団で疾病にかかったときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、<u>幼児、児童又は生徒</u>の補導上報告の必要があると認められる事故が発生したときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。</p>	<p>(事故の発生の報告)</p> <p>第19条 校長は、<u>児童、生徒又は幼児</u>が学校の指導監督の下にある間において重度の傷害を受け、若しくは死亡し、又は集団で疾病にかかったときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、<u>児童、生徒又は幼児</u>の補導上報告の必要があると認められる事故が発生したときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。</p>
<p>(職員組織)</p> <p>第21条 略</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第21条 略</p>
<p>(副校長)</p> <p>第21条の2 <u>教育委員会が必要と認める学校に、副校長を置く。</u></p> <p>2 <u>副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u></p>	
<p>(主幹教諭)</p>	<p>第23条 <u>削除</u></p>

第23条 教育委員会が必要と認める学校に、主幹教諭を置く。

2 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

（特別支援学校の小学部等の主事）

第25条 略

2 略

3 第1項の主事は、当該部の主幹教諭又は教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（教務主任等）

第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事及び人権教育主任を置く。ただし、次項から第7項に規定する主任又は主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任又は主事を置かないことができる。

2～8 略

第27条 2以上の学科を置く学校に専門教育を主とする学科ごとに学科主任を、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校に農場長を置く。ただし、次項又は第3項に規定する学科主任又は農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。

2～4 略

（司書教諭）

第29条の2 略

2 略

3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）又は教諭のうち司書教諭の講習を修了したものの中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（通信教育指導員）

第30条 略

2 略

3 通信教育指導員は、教頭、主幹教諭若しくは教諭

（特別支援学校の小学部等の主事）

第25条 略

2 略

3 第1項の主事は、当該部の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（教務主任等）

第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらの主任又は主事を置かないことができる。

2～8 略

第27条 2以上の学科を置く学校に専門教育を主とする学科ごとに学科主任を、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校に農場長を置く。ただし、特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。

2～4 略

（司書教諭）

第29条の2 略

2 略

3 司書教諭は、当該学校の教諭のうち司書教諭の講習を修了したものの中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（通信教育指導員）

第30条 略

2 略

3 通信教育指導員は、教諭又は高等学校の教員の資

<p>又は高等学校の教員の資格を有する者の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(学校の防災)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の計画には、次の事項を規定しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>幼児、児童及び生徒の避難及び救護に関する事項</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>(防火管理者)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防火管理者は、当該学校の<u>副校長、教頭、主幹教諭又は教諭</u>の中から、校長がこれを命ずる。</p>	<p>格を有する者の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(学校の防災)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の計画には、次の事項を規定しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>児童、生徒及び幼児の避難及び救護に関する事項</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>(防火管理者)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防火管理者は、当該学校の教頭又は教諭の中から、校長がこれを命ずる。</p>
---	--

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)第21条第1項の規定により置かれる校長、教頭及び教諭、<u>同規則第21条の2第1項の規定により置かれる副校長並びに同規則第23条第1項の規定により置かれる主幹教諭</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する校長、<u>副校長、教頭、主幹教諭</u>及び教諭</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)第21条第1項の規定により置かれる校長、教頭及び教諭</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する校長、教頭及び教諭</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。